

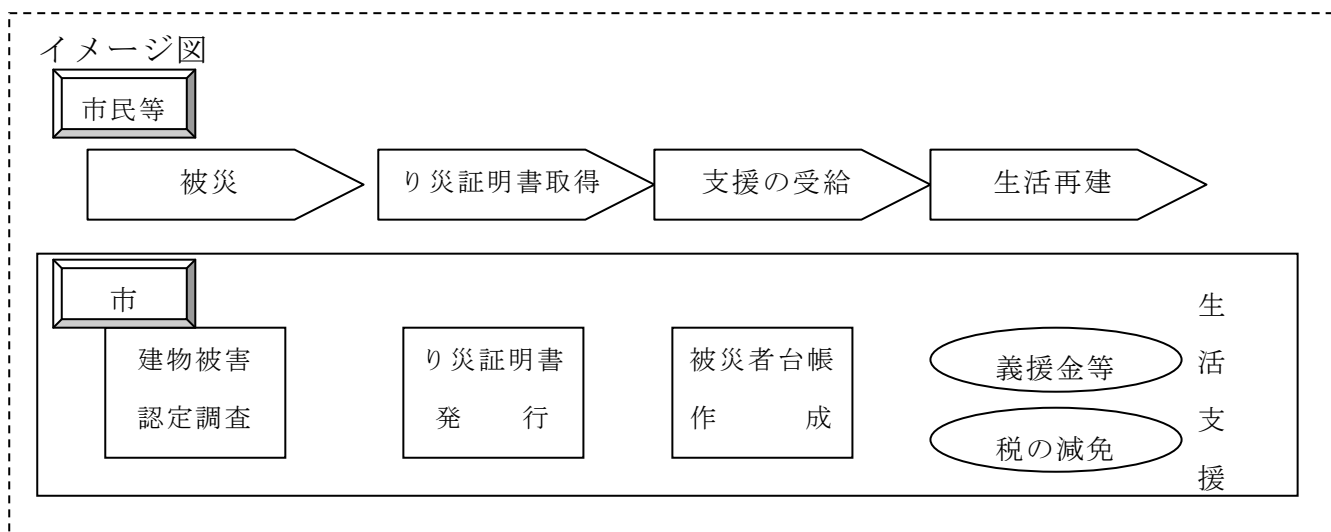
被災者生活再建支援業務について

1 業務内容

本業務は、災害対策基本法に基づき、被災した者が生活の再建を図れるよう支援するため、被害状況を調査の上り災証明書を発行し、被災者生活再建支援金等の交付や各種税の減免及び被災者への生活支援状況を記録した台帳の作成を行うものである。

東京都では、平成28年4月に発生した熊本地震において、住宅被害認定調査からり災証明書発行までの事務処理体制等が確立されていなかったため、り災証明書の発行手続が遅れ、さらに不統一な事務処理により、住人や応援職員に混乱が生じる状況が発生したことを踏まえ、災害時にり災証明書発行等の手続が迅速に行えるよう共同利用型被災者支援システム（以下「システム」という。）を導入している。

なお本システムは、都内の区市町村との共同で構築・運用しているものであり、本市においても震災時に迅速に支援を行うため本システムを平成30年度中に導入するものである。



2 被災者生活再建支援システム

(1) 機能等

資料 1 - 2 「被災者生活再建支援システムの機能と活用」のとおり

(2) データのアップロード

資料 1 - 5 「共同利用システムへの住民情報・家屋情報のアップロードについて」のとおり

(3) セキュリティ

資料 1 - 6 「共同利用システムのセキュリティ」のとおり

(4) システムへ記録する個人情報の項目

資料 1 - 7 「システムへ記録する個人情報の項目一覧表」のとおり

3 家屋データの取扱いについて

本システムに取り込む家屋データには、公にされている情報（不動産登記情報）のほか、税務調査により取得した情報も含まれていることから、平時（発災前）においては、家屋データを確認することができる職員を課税課職員に限定する措置を講じる。

参考

災害対策基本法（抄）

（罹（り）災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被災者台帳の作成）

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。